

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	公営住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、公営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大月市長

公表日

平成30年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する住民に対し、公営住宅を低廉な家賃で賃貸等している。特定個人情報ファイルは次の事務に利用する ①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②公営住宅の家賃決定・敷金決定 ③公営住宅入居後の収入申告書申請・各種所得情報の照会 ④収入超過者に対する認定と通知 ⑤高額所得者に対する認定と退去請求を通知 ⑥公営住宅の家賃・敷金の減免及び執行猶予申請 ⑦公営住宅の家賃・敷金の徴収 ⑧車庫証明事務 ⑨公営住宅の同居承認、承継承認、世帯員異動届番号法の別表第二に基づいて、大月市は、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	住宅使用料システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅使用料情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一第19項並びに内閣府・総務省令第5号第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第7号および別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】31項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業建設部建設課
②所属長の役職名	建設課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	産業建設部建設課 401-8601 山梨県大月市大月町 花咲1608-19 問い合わせ先電話番号 0554-20-1852
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	産業建設部建設課 401-8601 山梨県大月市大月町 花咲1608-19 問い合わせ先電話番号 0554-20-1852

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年5月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年5月8日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

